

一般定期健康診断の実施と事後措置の流れ

- ① 事業者は常時使用する労働者に対して定期的（1年以内）に医師による健康診断を実施する必要があります。
- ② 異常所見があった場合には、二次健康診断結果等の情報を医師に提供し、医師から当該労働者の就業区分に係る意見を聴取しなければなりません。
- ③ 意見聴取した結果「通常勤務可」以外の場合は、労働者から意見聴取等を実施し、就業上の措置の決定（事後措置）を実施しなければなりません。

